

**\* 注 意 事 項 \***

1. 利用が承認された後に、「島田市産後ケア事業利用承認通知書」が送付されますので、産後ケアを受けるときは、その都度、母子健康手帳とともに窓口にて提示してください。
2. 産後ケア事業の一部は自己負担となります。利用承認通知書に記載された額を委託医療機関等の窓口で支払ってください。
3. 産後ケア事業の対象とならないもの（食費、交通費等）は、全額を委託医療機関等の窓口で支払ってください。
4. 産後ケア利用の際の持ち物については、産後ケア事業実施機関の窓口にご確認ください。

**<問い合わせ先>**

島田市役所 健康づくり課  
子育て世代包括支援センター「てくてく」  
TEL 0547-34-3285